

千葉市公告第632号

都市公園法（昭和31年法律第79号）第2条の2の規定により、都市公園の供用を開始するに当たり、次のとおり公告します。

なお、その関係図書は、千葉市都市局公園緑地部公園管理課において公告日から2週間、一般の縦覧に供します。

令和2年9月30日

千葉市長 熊谷俊人

名称	位置	供用開始の期日
新千葉公園	中央区新千葉二丁目2番37	公告日
かわど手づくり公園	中央区川戸町421番2外	公告日
花園町大作公園	花見川区花園町2468番9	公告日
小倉町第11公園	若葉区小倉町1758番5	公告日
誉田農場跡公園	緑区誉田町二丁目22番11外	公告日
誉田農場跡第2公園	緑区誉田町二丁目29番171外	公告日
小金沢町公園	緑区小金沢町5番13外	公告日
古市場なないろ公園	緑区古市場町905番1	公告日